

## 保育所設置認可等の事務取扱に係る留意事項

### 1 保育所の認可申請（届出）の手続

#### (1) 公立保育所の設置届の手続

公立保育所を設置しようとする市町村は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下「省令」という。）第37条第1項の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の12月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、児童福祉施設設置届出書（児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号。以下「法施行細則」という。）別記第47号様式）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

#### (2) 私立保育所の設置認可の手続

私立保育所の設置認可を受けようとする設置主体は、法第35条第4項並びに省令第37条第2項及び第3項の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の6月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、児童福祉施設設置認可申請書（法施行細則別記第47号様式の2）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に施設の所在市町村との協議が完了していること。

なお、市町村は、協議にあたっては、市町村子ども・子育て支援会議等の意見を聴取すること。

### 2 保育所の内容変更（届）の手続

#### (1) 公立保育所の内容変更の手続

公立保育所の内容を変更しようとする市町村は、省令第37条第4項及び第5項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前（ただし、施設の名称及び所在地、設置主体の名称及び所在地の変更の場合は、変更のあった日から1ヶ月以内）までに、児童福祉施設変更届出書（法施行細則別記第48号様式）又は児童福祉施設変更事項届出書（法施行細則別記第48号様式の2）に別表2に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

また、1の(1)に定める届出書を子育て支援課が受理した後、当該保育所の開設までの間に、届出書の内容に変更が生じた場合は、当該保育所の開設日までに、児童福祉施設変更届出書（法施行細則別記第48号様式）又は児童福祉施設変更事項届出書（法施行細則別記第48号様式の2）に設置届に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

#### (2) 私立保育所の内容変更の手続

私立保育所の内容を変更しようとする市町村は、省令第37条第5項及び第6項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前（ただし、分園の設置の場合は、設置予定日の3ヶ月前。施設の名称及び所在地、設置主体の名称及び所在地の変更の場合は、変更のあった日から1ヶ月以内）までに、児童福祉施設変更届出書（法施行細則別記第48号様式）又は児童福祉施設変更事項届出書（法施行細則別記第48号様式の2）を、

別表2に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

また、1の(2)に定める申請を知事が認可した後、当該保育所の開設までの間に、設置認可申請書の内容に変更が生じた場合は、当該保育所の開設日までに、児童福祉施設変更届出書（法施行細則別記第48号様式）又は児童福祉施設変更事項届出書（法施行細則別記第48号様式の2）に設置届に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

なお、認可定員の変更及び分園の設置・廃止を行う場合は、事前に施設の所在市町村と協議を行い、提出にあたっては、市町村の意見書を添付すること。

### 3 保育所の廃止又は休止の手続

#### (1) 公立保育所の廃止又は休止の手続

公立保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、法第35条第11項及び省令第38条第1項の規程により、廃止又は休止を予定する日の3ヶ月前（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、児童福祉施設廃止（休止）届出書（法施行細則第49号様式）を子育て支援課に届け出ること。

#### (2) 私立保育所の廃止又は休止の手続

私立保育所を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第35条第12項及び省令第38条第1項の規程により、廃止又は休止を予定する日の6ヶ月前（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（法施行細則第49号様式の2）を別表3に掲げる書類を添付して、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に相当の期間をもって施設の所在市町村と協議を行い、協議を受けた市町村は、子育て支援課に情報提供を行うこと。